

○宮古島市がんばる介護職員等応援表彰実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宮古島市内の介護事業所等に勤務する介護職員等であって、多年にわたり職務に精励した者を市長が表彰することにより、当該職員を慰労するとともに他の介護職員等の勤務意欲を高め、もって介護職員等の定着を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次に掲げるところによる。

(1) 介護事業所等 別表に掲げる事業所等をいう。

(2) 介護職員等 介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、ホームヘルパー1級、ホームヘルパー2級、介護支援専門員、主任介護支援専門員、保健師、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等をいい、利用者の処遇に直接関わる職員のことをいう。

(対象者)

第3条 表彰の対象となる者は、現に宮古島市内に所在する介護事業所等に勤務しており、次条の基準日において、次の各号に掲げる要件を全て満たす介護職員等のうち、当該介護事業所等の長が推薦する者とする。

(1) 介護事業所等に勤務した期間が通算して10年以上又は20年以上となる介護職員等

(2) 常勤職員又は常勤職員に準ずる職員（1週間当たりの所定労働時間が30時間以上である職員をいう。）

(3) 介護事業所等を運営する法人に直接雇用されている者

(基準日)

第4条 基準日は、表彰しようとする年度の4月1日とする。

(推薦方法)

第5条 介護事業所等の長は、当該事業所内に第3条各号に掲げる基準に該当する者があるときは、宮古島市がんばる介護職員等応援表彰推薦書（第1号様式）により市長に推薦するものとする。

(欠格事項)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、表彰を受けることができない。

(1) 刑事事件に関して、現に起訴されている者又は拘禁刑以上の刑に処せられその執行を終えるまでの者若しくはその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が表彰することを適当でないと認める者

(表彰の決定)

第7条 市長は、第5条の規定による推薦があったときは、その内容を審査し、表彰することを決定したときは、宮古島市がんばる介護職員等応援表彰決定通知書（第2号様式）により通知する。

(表彰の種類と方法)

第8条 表彰は、次のとおり行う。

(1) 10年表彰 勤務した期間が、通算して10年以上20年未満となる者については、表彰状を授与する。

(2) 20年表彰 勤務した期間が、通算して20年以上となる者については、表彰状と記念品を授与する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定めるものとする。

別表（第2条関係）

	サービスの種別	介護事業所等の種別
1	介護保険施設	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院
2	指定居宅サービス	訪問介護 訪問入浴介護（予防を含む。） 訪問看護（予防を含む。） 訪問リハビリテーション（予防を含む。） 通所介護 通所リハビリテーション（予防を含む。） 短期入所生活介護（予防を含む。） 短期入所療養介護（予防を含む。） 特定施設入居者生活介護（予防を含む。） 福祉用具貸与（予防を含む。）
3	指定地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護

		夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護（予防を含む。） 認知症対応型共同生活介護（予防を含む。） 小規模多機能型居宅介護（予防を含む。） 看護小規模多機能型居宅介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護
4	指定居宅介護支援	居宅介護支援事業所
5	指定介護予防支援	地域包括支援センター
6	介護予防・日常生活支援総合事業	訪問型サービス 通所型サービス